

## 家庭の中で育まれる人としてのチカラ

里親制度とは、家庭で暮らせない子どもを自分の家庭に迎え、養育する制度です。この制度の歴史は古く、戦後、大勢の戦争孤児を救うことから始まりました。しかし当時は、子どもたちの衣食住の充実が最優先であったため、施設養護がメインとなり、里親はこの施設養護に入れなかった子を対象とする、あくまで補足的な存在にすぎませんでした。

それから時は流れ、昭和63年に特別養子縁組の制度が施行。これ以降、家庭で養育することの大切さが訴えられるようになり、その後もさまざまな変遷を経ながら、平成28年の法改正ではじめて、家庭養育優先の原則が明確に打ち出されました。

現在、保護者のいない児童に対して、国は施設養護から里親による養護の推進へと大きくかじを切っています。それはなぜか……。これは現場の人間として、私自身もつくづく感じていることなのですが、家庭こそ愛着形成の場であるからです。

例えば、何か気に入らないことがあった時、小さな子どもはどうするかというところ、きつと両親や家族に対して、時には泣きながらも自身の思いを必死に訴えるはず。それを受け



止めてもらうことで、家族への信頼を築き、自信を育みます。

そういったものがあって、人は初めて社会という広い世界に出て挑戦し、たとえその挑戦が破れても、再び安心して帰る場所があれば、また次の挑戦もできるのだと思います。それが家庭でこそできる愛着形成にほかなりません。家庭と同様の養育環境という点においては、里親などの家庭養育に勝るものはなく、施設養護から里親制度に移行してきた理由がここにあります。

### 素晴らしい

### 石狩の里親ネットワーク

石狩市の皆さんが「里親になりたい」と思ったら、その窓口になるのが私の所属する北海道中央児童相談所です。管轄地域は、石狩管内と後志管内の6市14町7村。その中で105人が里親登録し、51人の里子が養育されています。令和4年度末時点。石狩市では11人の方が里親登録。うち8人の方に里子の養育をお願いしています。この70%を超える非常に

# 里親制度なのか。

石狩・後志管内を担当する北海道中央児童相談所を訪ね、

石狩市の現況などを取材しました。

北海道中央児童相談所  
児童福祉司(里親養育支援)

木村美香さん

石狩管内と後志管内において、里親登録の相談から里子委託時のマッチング調整、里親家庭の訪問など、里親に関する手続き全般を担当。「里親さんと里子が仲良く穏やかに暮らし、信頼関係ができていく様子を見るのが何よりの喜びです」と話す木村さん。

所 北海道中央児童相談所  
札幌市中央区円山西町2・1・1

問 ☎011・631・0301



▲北海道HP

高い委託率は、他市町村をリードする数字です。さらに、石狩市の里親さんは皆、熱心な方ばかりで、里親同士のネットワークも確立し(6〜7ページ参照)、まさに他市町村の見本となるべく素晴らしいまちといえるでしょう。

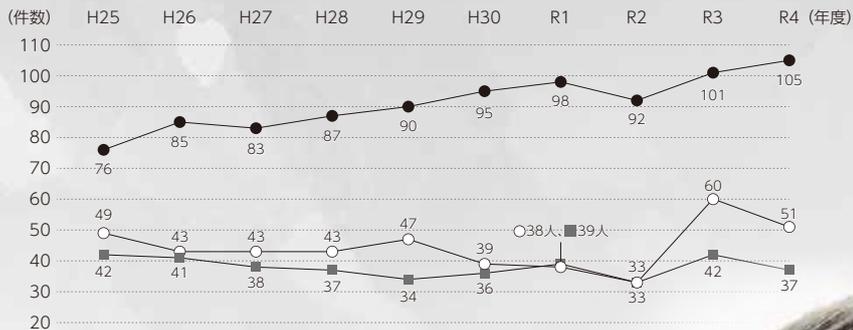
成長を共に喜び、悩みを共有する姿には胸が熱くなります。里親さんの中には自身の物差しで子どもを測り、型に合ったがる方もいますが、「ミナミナ会の皆さんは本当に穏やかで、私たちが求める理想の家庭を、子どもたちに惜しみなく提供してくださっています。」

この「ミナミナ会」がある石狩市だからこそ、私は声を大にして言いたい。里親制度をもっと知って仲間になってほしい。子どもが好きで、経済状況が安定していれば誰でも里親になれます。興味のある方はぜひご相談ください。心よりお待ちしております。

## 北海道中央児童相談所における 里親と里子の総数と推移

●=里親登録数 ○=里子数 ■=里子と暮らす里親数

※各年度末現在・ファミリーホーム・管外の里親は含まない



出典：令和5年度 北海道中央児童相談所業務概要（令和4年度業務実績）

左のグラフから、養護する子どもの数はこの10年間でそれほど極端に変わらないものの、常に一定数いることが分かります。

一方、里親登録数はその数を徐々に増やしているものの、世代交代の時期を迎えており、近年における新規の里親登録数は、令和3年度18世帯、同4年度は14世帯となっています。

# 特集

石狩に暮らす  
里子と里親たち

1



# なぜ、今、

## 里親制度に関する主な出来事

### 昭和23年

戦争孤児の救済を目指し、児童福祉法を施行。

### 昭和63年

親元に戻れない子どものための特別養子縁組制度を施行。

### 平成14年

里親制度に「専門里親」「親族里親」を創設。また、里親が行う養育に関する最低基準（子どもを学校に行かせるなど）を施行。

### 平成20年

児童福祉法の改正で「養育里親」と「養子縁組里親」を制度上区分。さらに、「養育里親」の研修義務化やファミリーホーム制度の創設も。

### 平成23年

里親委託ガイドラインを作成。さらに、「里親委託優先の原則」を確立。

### 平成28年

児童福祉法の改正で「里親委託優先の原則」から「家庭養育優先の原則」に変更。また、「養子縁組里親」の研修義務化。

### 令和4年

児童福祉法が改正。民間運営の「里親支援センター」を児童福祉施設として位置づけ、業務のスムーズ化を図る。

10月は「里親月間」です。そこで本紙では、里親制度のこれまでの歴史や取り組み、

## 里親の種類

### 養育里親

養護事情のある児童を養育します。基本的に実親の元にお返しするため、預かる期間は決まっています。

### 専門里親

被虐待児童、非行などの問題を有する児童、障害がある児童を養育します。養育里親の中からさらに研修を受けた専門性のある里親で、道内に約50世帯ありますが、高齢化が進み減少傾向に。

### 親族里親

保護者が死亡などにより養護事情が生じた児童を、民法上の扶養義務者が養育します。例えば児童の祖父母や成人したきょうだいなど。

### 養子縁組里親

養子縁組を前提に児童を養育します。「養育里親」と併せての登録も可。